第77回まちづくり審議会大規模小売店舗等立地部会議事要旨

1 日 時 平成30年9月7日(金) 13時00分から17時00分まで

2 場 所 神戸市教育会館 2階 203号室

3 出席者 部会長 山下 淳

委員 岡 絵理子

委員 片山 朋子

委員 住友 聰一

委員 森津 秀夫

4 審議案件

- (1) 法第8条第4項の規定に基づく県の意見の有無等について
 - ①(仮称)イオンタウン川西(新設)
 - ② (仮称) マックスバリュ三田三輪店 (新設)
 - ③ (仮称) ヤマダストアー朝霧店 (新設)
- (2) 法第9条第1項の規定による必要な措置をとるべきことの勧告 の有無等について
 - ① ゴライドラッグ山崎南店(新設)<意見対応>
- (3) 条例第4条第2項の規定に基づく知事の意見の有無等について
 - ① (仮称)上新電機西宮河原町店(新築)
 - ② (仮称) トライアル三田ウッディタウン店(新築)
 - ③ (仮称)ドラッグコスモス西二見店(新築)
 - ④ (仮称) ドラッグコスモス広畑長町店(新築)
 - ⑤ カインズ姫路店(新築)
- 5 審議の概要 別紙のとおり

事務局から届出施設の概要(駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

員 : 計画地は、西側で交通量の多い国道 173 号に接し、東側は能勢電鉄妙 見線に近接しており、工場が多く、道路の交通量が約2・3万台ある ため、騒音環境は良くないが、能勢電鉄妙見線の運行本数は多くない ため、特に悪い環境ではない。懸念されるのは北側の住宅団地及び南 側の隣接住居である。騒音の総合的な予測評価において、騒音レベル の予測地点E、F、Gは、主な音源が来店車両走行音、地点A、B、 C、Dについては、主な音源が空調室外機等の設備音、荷さばき作業 音となっている。予測計算書では、地点Aは空調室外機音、荷さばき 作業音、廃棄物収集作業音が大きくなっている。地点Bは空調室外機 音、廃棄物収集作業音、荷さばき車両の後進ブザーが合成されている が、環境基準を全て満たしており、大店立地法上は問題ない。地点C、 Dの主な音源は空調室外機であり、地点Dは昼間の等価騒音レベルの 予測が53dBだが、騒音値が51dBとなっている設備機器が1台ある。 環境基準は満たしているが、近隣住民等から苦情が発生する可能性が あり、注意が必要である。地点Cも住宅地が近いため同様の懸念があ る。地点Hは、換気設備と来店車両走行音が主な音源になっているが、 環境基準は満たしている。なお、地点B、Cについては線路を挟んで 東側に第一種低層住居専用地域が接していることから、静穏が求めら れる地域だが、環境基準を全て満たしているので問題ないと考える。 発生する騒音ごとの予測・評価は、地点 a1、b1、e1 から h1 で規制基

準を超過している。これらのうち、音源が車両走行音以外の地点 a1、b1 について計算書を確認すると、主な音源は室外機となっているが、隣接地が道路、線路であるため周辺住民からの苦情は発生しにくいと考える。ただし、前述と同様に騒音に配慮が必要な第一種低層住居専用地域に接しているため、注意が必要である。冷凍機の定格出力の史料がないので判断はできないが 7.5kW 以上のものがあれば騒音規制法の特定施設に該当し、この状態で苦情が出れば所管行政庁から行政指導を受けることになる。遮音対策を予め検討しておく必要があると思われる。

委員:駐車場の収容台数について、届出台数が286台になっているが、併設施設の必要駐車台数を加算した289台でなくてよいのか。

事務局 : 大規模小売店舗の必要駐車台数は 286 台であるため、届出台数は 286 台となっている。

委 員 : 併設施設で割増しした台数を任意で減らしても法手続等で確認できないということか。

事務局:併設施設については、周辺の道路交通への影響や駐車場の充足等については検討するが、法に基づく届出台数は286台となる。

委員:駐車場の夜間利用を制限するのはどこか。

事務局 : 屋上駐車場の夜間利用を制限している。それ以外では、付図4-1の 凡例にあるように灰色のハッチング部分が、夜間利用を制限する範囲 である。

委員:灰色のハッチングがない駐車マスについては、どこでもアクセス可能なのか。車路を塞いでしまうのではないか。このような夜間利用の制限では、一方通行の車路を利用できなくなり、駐車台数が減るのでは

ないか。

事務局 : その可能性はある。

委員: 夜間利用制限台数について、届出に不備があるのではないか。

事務局 : 夜間利用制限台数は届出の必要はなく、騒音を軽減する観点から車路

の夜間利用を制限し、騒音予測から除外して検討している。駐車台数

については減少するため、改めて何台になるのか事務局で確認する。

委員:制限方法によっては夜間の必要駐車台数を確保できない可能性がある

ため、制限台数が何台なのか示すべきである。

事務局 : 設置者に確認する。

委員 :付図2-1について、案内看板は、ユニバーサルデザインの観点から、

利用者が識別しやすい色となっているのか。

事務局:設置者に確認し、識別しやすい色を検討するよう伝える。

委員:屋上駐車場から降りてきたところに、左折運用である旨の案内が必要

である。

事務局 : 設置者に検討するよう伝える。

委員:国道側の出口にあるゲートから道路境界までが近いため、歩道を塞い

で停車する可能性がある。ゲート位置を敷地側へ移動した方がよい。

事務局 :設置者に検討するよう伝える。

委員:前面道路に影響を与える内容については、留意事項に付記すべきであ

る。廃棄物の保管施設③の運搬車両はどのように検討されているのか。

事務局 : 荷さばき施設②で回収する。騒音予測もその前提で行っている。

委員:廃棄物のコンテナを台車等で運ぶのであれば、騒音予測に反映させる

べきではないか。

委員:そのような台車の走行が頻繁にあるわけではない。

事務局: ご指摘のあった台車走行音については、騒音予測に反映していない。 例えば、段ボールの圧縮音など大きな騒音については反映している。 騒音予測において、どの程度までの騒音を反映するのかを明確に線引きするのは難しい。騒音による影響を小さくするため、作業員に周知 徹底するよう設置者に伝える。

委員:廃棄物の収集は営業時間中か。

事務局 :廃棄物の収集は、午前6時から午後10時までである。

委員:荷さばき作業とは別に、廃棄物収集作業についても来客に注意喚起すべきではないか。

事務局 : 留意事項2に廃棄物収集作業についても追記する。

委員:廃棄物保管施設③について、5台のコンテナで分別できるのか。

事務局:廃棄物保管施設については、各施設をどの店舗が使うのか詳細な計算をして分類し、総容量についてまとめた形で議案書に指針の値を記載している。

委員:住民意見に対する設置者の対応について、妥当であると県が判断する 旨の記載があるが、円滑な話合いは行われているのか。

事務局: 法に基づく説明会以外にも何度か住民向けの説明をしているが、住民からの要望等については、配置計画の問題から、どうしても折り合わない部分があると設置者から聞いている。

委員: 折り合わない部分があるために意見が提出されたと思うが、問題を解 決する方向に進んでいるのか。

事務局: 3名の住民から提出された意見には、出口②から左折出庫する車両が増加する場合、北側の住戸から同じ国道方面に合流するために通る市道に右折で出庫しにくくなるというものがある。出口②から出庫する

可能性がある車両はピーク時間で 90 台程度であり、それらが全て左 折出庫しても、1分当たり 1.5 台程度である。また、設置者は必要に 応じて出口②から右折出庫による誘導を行う旨を回答している。

委員:スロープ付近はどのようになるのか。

事務局:緩衝帯として既存樹木を残したり、平面駐車場からの視線を遮るために目隠しフェンスを設置する。

委員:駐車場1階部分のスロープを2階に上がったところで、2回曲がるのは、運転しにくいと思う。

事務局: カーブが連続する部分については、設置者にカーブミラーの設置を検 討してもらっているが、最徐行の路面標示についても伝える。

委員:北側の出口②については、想定のとおりにはならないのではないか。 2階駐車場から下りてきた車両が国道173号に出るためには、出口② で左折出庫する可能性がある。また、南側の出入口から出庫しても昼 間は交差点地点Cで右折できない誘導になっている。オープン後の状 況を見ることになると思うが、想定している発生台数で処理できてい るから支障なしとはならないのではないか。

事務局 : 設置者は現状でできる検討を行い、開店後も状況によって対策をするという回答をしている。開店しないと把握できないことが多いため、場内表示や混雑状況の案内などを含め、設置者には今想定してる来退店経路で誘導を徹底するよう指導する。

委員:出口②の左折出庫による運用について、状況によってはやめると設置者が回答しているが、誰が判断するのか。

事務局: 国道 173 号は南北交通がメインなので、東西交通である市道における 信号の青時間が短いことを住民の方が懸念されているが、交通整理員 を配置し、混雑し始めると交通整理員が右折出庫を誘導するという対策が考えられる。現状、全て左折出庫で誘導する前提で、交差点の交通処理は可能という結果になっている。右左折の運用については、実状を見て判断することになるが、出口②は北方面への出口になっているため、国道に合流する経路は自然だと思われる。

委員:オープンしないと状況が把握できない。今の経路設定で交差点検討について基準を満足しており、発生台数もそれほど大きくない。右折出庫で退店車両を北側に回しても、国道173号はもともと交通量が多く、あまり変わらない気がする。

事務局: 国道173号は平日の交通量が多く、特に休日の夕方から夜にかけて地点Cにおける北流入の右折車両が非常に多い。地点Cは、出入口からの退店車両が全て東流入直進する経路になっており、仮に出入口から出庫しても支障ないという検討をしているが、出口①を左折出庫して、地点Cにおいて北流入の右折レーンに入る場合、地点Cで処理できない可能性がある。特に出入口の利用で来店車両が地点Cを右折し、北側へ帰る車両が生じると地点Cの東流入が広くないので処理できなくなる可能性が高い。設置者には来店経路の徹底と休日・平日の夕方等の誘導を適切に実施し、地域の方と十分協議する場を設けるよう指導する。

委員:駐車場の夜間利用制限についてはいかがか。

事務局 : 事務局で車路部分の夜間利用制限について確認する。

委員:委員から指摘があったのは、その制限によって必要台数が確保できる

かという観点なので、正確な台数を確認してもらいたい。

委員:ゲートの位置を見直すことについては、留意事項に記載するか。

事務局:場内レイアウトに関する内容であるため、設置者に検討するよう伝える。

委員:留意事項に記載すべきであり、やらなくてもいいということではない。

事務局: 入庫ゲートについて、混雑すると前面道路に入庫待ち車両が滞留しないよう留意事項に付記したことはあるが、出庫ゲートは、場内レイアウトに関する事項であるため、設置者に伝え指導する。

委員:入庫がよいなら、出庫もよいのではないか。設置者に過剰な負担を求める内容ではないと思うがどうか。

委 員 : ゲートの停止線に「止まれ」とあるが、そこで車両が止まるとゲート を塞ぐため困るのではないか。

事務局:確認する。出口1とゲートの位置について頂いた意見を踏まえ留意事項を追加する。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり意見を有しないこととし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:法第8条第4項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業<u>又は廃棄物の収集作業</u>を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 駐車場出口(出口①)前のゲートを通過した退店車両の滞留スペースを敷地

- <u>5</u> 開店後も周辺道路の交通状況を注視し、来店車両に起因する混雑その他安全 上の問題等が発生した場合は、関係機関と協議の上、必要な対策を講じること。
- <u>6</u> 店舗に近接する住宅の居住者等から騒音に関する苦情等があった場合は、適切な措置を講じること。
- 7 敷地内で計画されている緑地<u>及び壁面緑化・屋上緑化に係る緑化植物</u>の適切 な維持管理に努めること。
- ※ 下線部は追記・修正事項

事務局から届出施設の概要(駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る 事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:計画地は準工業地域で、南側の国道176号の交通量が非常に多く、東側の主要地方道三田後川上線はあまり多くはない。騒音の総合的な評価について予測地点AからGのうち、周辺環境への影響を考えなくてはいけないのは、AからEである。結果は全て環境基準を満たしているので、問題はない。地点A、Bがある駐車場はどのような状況か。

事務局 : いわゆる月極の駐車場や、周辺の工場の駐車場である。

委員: 当施設では、駐車場を挟んで住宅まで 20~30mあると思うが、地点Aの騒音レベルが 59dB であり、苦情が発生する可能性がある。F地点、G地点は、駐車場や工場に隣接しているため環境影響はないと考えられる。また、発生する騒音ごとの予測・評価について、主な音源は地点 a、gが換気設備、地点bからfが来店車両走行音である。地点f以外では規制基準を超えているが、保全対象建物の敷地境界又は外壁面において規制基準を満たしている。なお、一部の設備において定格出力が7.5kWを超えることから特定施設に該当し、周辺住民等から苦情があった場合は対応が必要となるため、留意事項に騒音に関する事項を記載しておいた方がよい。

事務局 : 承知した。

委員:計画地に接する里道部分について、フェンスを張っているため幅員が 1.3mしかない。これでは自転車や歩行者が円滑に通行できない。

事務局: 里道周辺には段差があるため、転落防止という観点から、里道管理者と 協議の上でフェンスを設置している。 委 員 : それなら、自転車は里道を通さずに南へ迂回して、ここは歩行者だけ にすればよいのではないか。

事務局:自転車が南へ迂回すると、交通量が多い幹線道路沿いを走行することとなるため、危険性を回避する趣旨から現在の経路を設定している。

委 員 : フェンスを設けて幅員が狭くなった里道を誘導経路にすることは適切 ではないと考える。

事務局 : 自転車の経路としては駐車場の車路を通って来る場合も想定されるが、里道の通行を禁止することはできないため、安全対策は必要となる。

委員: 里道を通る場合は安全対策をすればよいが、自転車の来退店経路として案内するのは南側でよいのではないか。

事務局: 地元と調整した上で、この利用形態になっていると聞いているが、指摘の内容について、設置者に伝える。

委員:駐輪場の位置について、条例審査時に店舗建物出入口の前を通って駐輪場を利用することとなるため見直すべきと指摘したが、反映されていない。今の段階で見直しできるなら、そうすべきである。

事務局:店舗建物出入口付近の通路幅員は十分に確保できているので、大きな 混雑にはならないと考えている。

委員:最も利用が想定される駐輪場を店舗建物出入口の前を通らなければ利用できない場所に設けることは、適切ではない。

事務局: 高齢者の来客に配慮して店舗建物出入口付近に設けていると設置者から聞いている。

委員: 県警からの意見で、店舗出入口への交通整理員の配置についてという項目で、通学路に面することから通学時間帯における学童保護対策を

実施されたいとある。通学時間帯はその店舗出入口に交通整理員の配置を求める趣旨の意見ではないか。

事務局 : 交通整理員の配置も含めて検討することを求める趣旨である。

委員:通学時間帯に関する意見であるため、特に配慮すべきと考える。通学 時間帯における対策に対し、繁忙時における回答では意図が異なる。

事務局 : 三田市からの意見で、駐車場の出入口が児童生徒の通学路に指定されているため、セールの時間設定等による事故防止対策を求める趣旨のものがあるが、それに対して設置者は、状況に応じて整理員を配置するなどの対策を回答している。

委員:県警からの意見の3(2)では、通学時間帯における学童保護対策を 実施されたいとあり、これに対して設置者が直接的な回答をしていな い。今後、県警から同様の意見があった場合、設置者の対応が明確で ない時には留意事項をつけるべきではないか。

委員: 県警の意見は、個別の事情等でなく通学路に面していたら一律にこの 意見が回答されている。これは県警が通学時間帯における交通整理員 の配置が必要だと判断しているのではないか。

委員:通学時間帯の対応を事業者が取るべきという県警の意見に対して、設置者が明確に回答していないことが良くない。

委員: 留意事項において、繁忙時には交通整理員を配置することと記載する だけではなく、通学時間帯についても同様の記載をすべきである。

委員: 留意事項4に、通学時間帯に交通整理員を配置するなどという文言を 追記すればよいのではないか。交通整理員を配置することにこだわっ ているのかどうか。県警の意図も再度確認したほうがよいと思う。

事務局: 県警に確認する。

委員:留意事項5について、緑地という表現では計画地の平面部分だけを捉えられるが、壁面緑化の管理が良好でないケースが多いため、壁面緑化についても適切な維持管理を図るよう追記すべき。

委員:緑化についても壁面緑化を含めるよう事務局で検討願いたい。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり意見を有しないこととし、留意事

項を付記するものとする。

【審議結果:法第8条第4項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保 に努めること。
- 3 繁忙時は、駐車場出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知<u>する</u> とともに、通学時間帯に交通整理員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確 保に努めること。
- 5 店舗に近接する住宅の居住者等から騒音に関する苦情等があった場合は、適 切な措置を講じること。
- 6 敷地内で計画されている緑地<u>及び壁面緑化に係る緑化植物</u>の適切な維持管理に努めること。
- ※ 下線部は追記・修正事項

事務局から届出施設の概要(駐車需要の充足等交通に係る事項、騒音の発生に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:条例審議時に地下駐車場から出庫する車両と1階駐車場から降りてくる車両が衝突する危険性について指摘があったが、それについて設置者の対応はなかったのか。

事務局: 地下駐車場から出庫する車両に対しては回転灯やカーブミラーを設置することで注意喚起し、1階駐車場から出庫する車両が優先であることが分かるよう対応している。

委員:計画地周辺は、住宅に囲まれ、南側は道路に面している。環境基準は地点A、E、Fは環境基準はB類型、地点C、DはA類型となっている。騒音の総合的な予測評価は、昼間で46~53dBで環境基準に適合している。夜間については、全て環境基準を下回っており問題ない。発生する騒音ごとの予測評価について、営業時間が昼間ということもあり、騒音レベル17~32dBで、規制基準を下回っており問題ないと判断する。

委員:駐車場のレイアウトについては、条例審議時よりも改善されたと考える。付図2-2で、駐車マスの奥行が5m未満のものある。軽自動車用の表示をした方がよいと思われる。

事務局 :表示するように設置者に伝える。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり意見を有しないこととし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:法第8条第4項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保 に努めること。
- 3 繁忙時等は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客者に安全運転を周知<u>するとともに、通学時間帯に交通整理員を配置するなど</u>歩行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 店舗に近接する住宅の居住者等から騒音に関する苦情等があった場合は、適 切な措置を講じること。
- 6 敷地内で計画されている緑地<u>及び壁面緑化に係る緑化植物</u>の適切な維持管理に努めること。
- ※ 下線部は追記・修正事項

事務局から届出施設の概要(県の意見に対する設置者の対応等)について説明した後、審議を行った。

委員:計画地の北東部には隣接地の車庫があるが、計画地の駐車場車路部分を利用して出入庫を行う状態となっている。つまり、来客車両も同じように出入口として利用できる状態ではないのか。条例審議時の留意事項に付記していたようだが、設置者は対応しているのか。

事務局: 現状は、移動可能な柵によって来客車両が自由に出入りできないようになっている。留意事項1のとおり、来客車両の出入庫が行われることがないよう対策を講じることとしている。

委員:車庫からの出入りについて、車庫の所有者等と、何らかの契約等が設定してあるのだろうと思われる。利用権は店舗にあり、通行権のようなものを設定しているのではないか。

事務局:確認はできていないが、完全に閉鎖するよう指導するのは難しいと思われる。ただし、来客が利用すると危険であるため、対策を講じるよう留意事項を付記している。

委員:車止めを設置するなど対策があればそれでよい。

事務局 : 車止めは難しいと思うが、設置者に検討するよう伝える。

委員:計画地から外して、車庫側の敷地とすればよいのだろうが。

事務局 : 物理的な対策をとるよう設置者に伝える。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり勧告は行わないものとし、留意事

項を付記するものとする。

【審議結果:法第9条第1項の規定による県の勧告の要否(案)】

勧告は行わない。

次の留意事項を付記する。

- 1 計画地の北東角の部分において、<u>店舗敷地の用に供する土地の部分と隣接地の車庫の用に供する土地(出入庫の用に供する土地を含む。)の部分との境界を明確にし、それぞれの土地の利用に係る車両等の動線が重複することのない</u>よう管理を徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保 に努めること。
- 3 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を 図ること。
- 4 屋外照明や広告塔照明等の適切な配置及び運用に配慮し、周辺営農環境に与える影響の軽減に努めること。
- 5 隣接する農地等に、新たに住宅が立地する場合は、騒音の発生による生活環境への影響を及ぼさないよう適切な措置を講じること。
- ※ 下線部は追記・修正事項

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:付図4左側の方面別来店範囲図について、広域な来退店経路を図示されたい。付図2の配置図兼平面図については、駐車場出入口の位置は、国道171号を極力避けるべきであり、バス停付近のバスレーンの途中に設けることは不適切である。敷地形状からやむを得ない場合を除き、東側の市道の出入口②のみの運用を検討すべきである。出入口②から全ての車両が出入庫すれば、計画地北東の地点A(御手洗川橋交差点)の南流入車線の混雑度が厳しくなるが、敷地提供し、左折レーンを新設すれば交通処理は可能と思われる。軽自動車の駐車場マスの奥行きサイズについて、3,500mmと記載があるが誤りではないか。また、1階の店舗部分は建物出入口から2階までの通路は確保されているのか。

事務局 : 今回の計画は、既存店舗の建替えであり、計画地の西側半分が既存の店舗敷地、東半分は雑貨店が別敷地としてあった。この2つの敷地を一体利用して今回の計画地とする際、国道171号に面して店舗ごとに2箇所あった出入口を1箇所に集約し、出入口①としている。出入口①の位置については、国道171号の既存バス停からの離隔距離を最大限に確保しつつ、東側にある歩道橋の橋脚によって視認性が悪化しないよう計画している。このような状況において、事業者が交通管理者や道路管理者と協議して決めた出入口①の位置であり、理想的とは言えないが、やむを得ないと判断した。また、バス停については、運行頻度がピーク1時間に1本程度であり、著しい影響があるとは考えられない。軽自動車の駐

車場マスの奥行きは3,600mm以上を確保しており、図面表示については、確認の上、補正する。店舗建物出入口部分については、明確に区画されていないカート置場を設置する場合、そのエリア全体を店舗面積に参入するよう指導しているため、店舗面積として図示しており、必要な通路は確保されている。

委員:地点Aについては、計画地の一部を提供して左折レーンを設ければ、交通処理できると思う。

事務局 : 左折レーンの設置については、道路管理者である国や市と協議する必要 があるため、今後の検討材料として事業者に伝える。

委員:バス停までの距離が12mから16mとなっているが限界なのか。

事務局: 東へ移動すれば、歩道橋の橋脚があるため、出入口①の視認性を考慮し、 現計画が妥当であると判断した。

委員:国道171号は交通量が多いため、出庫できないのではないか。

事務局:ピーク時間における西向き車両の交通量が千台を超えるため、交通流の 間隙に出庫するのは難しいが、信号の変わり目に出庫することができる。

委員:付図2の店舗南西にあるエレベーターは来客も使用できるのか。

事務局 : 従業員用エレベーターのため来客は使用できない。

委員:駐車場内が広いので、歩行者通路の設置を検討できないか。

事務局 :事業者に検討するよう伝える。

委員:歩行者通路が、駐輪場側だけに表示されている。駐輪場を利用する場合はよいが、歩行者の来店経路は駐車場側を通した方がよいので、そちらにも表示すべきである。車いす使用者用の乗降スペースとの位置関係を考慮すると、その方がよいのではないか。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員:駐車場出入口や来退店経路の見直しをどのように扱うべきか。

事務局 : 留意事項2に駐車場出入口の運用と来退店経路について、負荷を軽減するために、関係機関と協議して再検討するよう記載している。

委員:駐車場出入口の設置・運用という表現にし、出入口設置の要否について も再検討する内容に含むべき。

委員:運用というのは、計画どおり出入口を設けてどう動かすかということだが、そもそも設けるのかという話なら、設置・運用にしておかないと意図が伝わらないため、そのように修正願いたい。

事務局:運用のところ設置・運用に修正する。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第6条1条第1項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 計画地前面道路及び周辺交差点における交通負荷を軽減するため、駐車場出入口の設置及び運用並びに来退店経路について関係機関と協議の上、再検討すること。
- 3 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に 努めること。
- 4 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 5 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知<u>すると</u>

ともに、通学時間帯に交通整理員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に 努めること。 6 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮 したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な 緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、 位置や樹種に配慮した効果的な修景に努めること。 ※ 下線部は追記・修正事項

議案6:(仮称)トライアル三田ウッディタウン店

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:付図2について、駐車場レイアウトが雑然としており、余分なスペース が多い。来客車両を安全かつ円滑に誘導するため、余分なスペースには ゼブラなどの明示をすべき。出入口①の幅員が12mあるが、そんなに必 要なのか。

事務局: 余分なスペースにはゼブラを設けるなど、事業者に検討するよう伝える。

委員:出入口①の停車位置がスロープ部分にあるのは好ましくない。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員: 駐輪場が計画地の奥に計画されており、店舗建物出入口の前を通ること となるため、好ましくない。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員:交差点の検討において、地点2の南西流入の車線別混雑度が 0.99 となっているが大丈夫なのか。地点2の信号は地点1と連動しており、退店車両は地点2を通って地点1を右折する車両がピーク時 131 台と多いため、地点1で右折待ちが生じると、地点2で南西流入できない車両が発生するのではないか。

事務局:地点1の南西流入の車線別混雑度が平日で0.39、休日で0.31となっているため、特に支障はないと考える。

委員: 県警からの意見において、24 時間営業であることから回転灯等による歩 行者対策を検討されたいとあるが、事業者から具体的な回答がされてい ない。 事務局:周辺住民との協議が整っていないため、現時点ではこのような表現になっているが、法手続までに具体的な対策を講じるよう事業者に伝えている。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第6条1条第1項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に努めること。
- 2 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 3 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮 したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な 緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、 位置や樹種に配慮した効果的な修景に努めること。

議案7:(仮称)ドラッグコスモス西二見店

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:交差点の検討について、北向いにある開業したばかりの大規模小売店舗 の発生交通量を反映しても大丈夫なのか。

事務局: 北向いの店舗の発生交通量を反映して検討した結果、支障ないことを確認している。

委員:出入口 No 2 付近の駐車マスを来店客用の駐車マスとして利用することは 好ましくないため、台数に余裕があるのであれば、従業員用にした方が よい。

事務局 : 設置者に検討するよう伝える。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第6条1条第1項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に 努めること。
- 3 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。

4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知 <u>すると</u>
ともに、通学時間帯に交通整理員を配置するなど歩行者等の安全な通行の確保に
努めること。
5 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮
したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な
緑化や、緑地の適切な維持管理に努めること。また、緑地の計画については、
位置や樹種に配慮した効果的な修景に努めること。
※ 下線部は追記・修正事項

議案8:(仮称)ドラッグコスモス広畑長町店

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:1階の店舗入口に店舗面積28 m²と表示されているが、いきなり売場があるのか。

事務局:明確に区画されていないカート置場を設置する場合、そのエリア全体を店舗面積に算入するよう指導しているため、店舗面積として図示しており、必要な通路は確保されている。

委員:建物がピロティ形式であるため、建物の1階部分の駐車場は明るくないと思われる。予期しない場所から車両が現れると危険なため、周辺部はよいが、島状になっている駐車マスには車止めを設けることが望ましい。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員:(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第6条1条第1項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に 努めること。
- 2 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図 ること。
- 3 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮

したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な
緑化や、緑地及び壁面緑化に係る緑化植物の適切な維持管理に努めること。ま
た、緑地の計画については、位置や樹種に配慮した効果的な修景に努めること。
※ 下線部は追記・修正事項

事務局から計画施設の概要(まちづくりに関する計画との整合に関する事項、駐車需要の充足等交通に係る事項等)について説明した後、審議を行った。

委員:案内看板について、ユニバーサルデザインに配慮した配色とすべき。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員:駐車マスの大きさについて 2.5m×5.0mを標準とされているが、必要なサイズが確保されているか確認できるように、それ以外のサイズについても明示すべきである。屋上駐車場から店舗に入る際、どこにエレベーターや階段があるか分からないので明示すべきである。

事務局 : 事業者に検討するよう伝える。

委員:法の手続までに、標記するようお願いする。交通について、地点Cにおける東流入車線の混雑度は、隣接地の大規模小売店舗があり、現況値が大きく、将来予測では混雑度が0.99となっている。これに対して道路管理者である姫路市が、現況の幹線道路等の交通容量で十分対応可能と判断していることも問題があるが、他の退店経路に見直した方がよい。

事務局: 地点Aから地点Cに向かって退店する経路において、地点Aにおける東流入車線の混雑度が大きな値となっているが、地点Cにおける南流入車線についても現状の混雑度が大きな値であるため、地点Cに南流入する退店経路に見直すことは困難である。

委員:ゾーン⑥方面に退店する経路は、ゾーン⑤方面に退店する経路と同じよ うに見直せば問題ないのではないか。

事務局 : ゾーン⑥のうち、ゾーン⑤方面に退店する経路をとることができないか、 事業者に検討するよう伝える。 委員:(各委員に諮った上で)原案どおり県意見は有しないものとし、留意事項を付記するものとする。

【審議結果:条例第6条1条第1項の規定による県の意見(案)】

意見を有しない。

- 1 敷地内掲示や看板、広告等によって来退店経路を周知徹底すること。
- 2 営業時間内に荷さばき作業を行う場合は、誘導員を配置し、来客の安全確保に 努めること。
- 3 繁忙時は、駐車場の出入口に交通整理員を配置し、安全かつ円滑な出入庫を図ること。
- 4 店舗周辺の道路は通学路となっていることから、来客に安全運転を周知し、歩 行者等の安全な通行の確保に努めること。
- 5 建築物や屋外広告物については、周辺環境にふさわしい外観及び形態に配慮 したものとするとともに、グラスパーキングの導入等による敷地内の積極的な 緑化や、緑地及び壁面緑化・屋上緑化に係る緑化植物の適切な維持管理に努め ること。また、緑地の計画については、位置や樹種に配慮した効果的な修景に 努めること。
- ※ 下線部は追記・修正事項